

# 令和6年度 第5回神栖市職員採用試験 試験案内

## 1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種		採用予定人員※	勤務場所及び職務
1	任期付職員 (事務フルタイム)	2名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、住民にとって身近な業務（主に窓口、福祉業務、相談業務等）、施設管理、環境整備や各種事業の調査のほか、パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
2	任期付短時間勤務職員 (事務)	2名程度	
3	任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	2名程度	
4	任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	7名程度	市立の幼稚園で教諭又は市立の保育所等で保育士等としての業務に従事し、一部一般行政事務も行います。  ※ 保育士の資格のみを有する方は、市立の保育所で保育士としての業務に従事します。 ※ 幼稚園教諭の免許のみを有する方は、市立の幼稚園で幼稚園教諭としての業務に従事します。
5	任期付職員 (社会福祉士又は精神保健福祉士)	1名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。
6	任期付職員 (保健師)	2名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、主に保健・福祉業務に従事し、一般行政事務も行います。

- ※ 1 申込者数が採用予定人員数を下回った場合でも、試験により不合格となることがあります。
- ※ 2 「3 受験資格」に記載された該当職種の受験資格を満たす場合に限り、以下の併願が可能です。
  - ・「任期付職員（事務フルタイム）」と「任期付短時間勤務職員（事務）」又は「任期付短時間勤務職員（事務：障がい者）」の併願

## 2 採用予定日及び任期

職種		採用予定日	任用期間※
1	任期付職員 (事務フルタイム)	令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
2	任期付短時間勤務職員 (事務)		
3	任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)		
4	任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)		令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
5	任期付職員 (社会福祉士又は精神保健福祉士)		令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
6	任期付職員 (保健師)		

※ 任期の初日から起算して3年を超えない範囲で、任期を更新する場合があります。

## 3 受験資格

以下の(1)の資格を有し、かつ(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

### (1) 資格

職種	受験資格
1 任期付職員 (事務フルタイム)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人
2 任期付短時間勤務職員 (事務)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人又は令和7年3月31日までに卒業見込みの人
3 任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	次のアからオまでの全てを満たす人 ア 昭和39年4月2日以降に生まれた人 イ 次のいずれかに該当する学校を卒業した又は令和7年3月31日までに卒業見込みである人 ① 学校教育法による高等学校以上の学校 ② 特別支援学校設置基準による特別支援学校(高等部に限る) ウ 次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている人 ① 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳(1級から6級)

		② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳（1級から3級） ③ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ④ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 週31時間（1日7時間45分、週4日）勤務に対応できる人 オ 活字印刷文による出題及び口述による面接試験に対応できる人
4	任期付職員 (幼稚園教諭・保育士)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日時点で幼稚園教諭の免許又は保育士資格のいずれかを取得済みであるか、採用予定日までに取得見込みである人（双方を取得済みであるか、取得見込みである人を含みます）
5	任期付職員 (社会福祉士又は精神保健福祉士)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日時点で社会福祉士又は精神保健福祉士資格のいずれかを取得済みであるか、採用予定日までに取得見込みである人
6	任期付職員 (保健師)	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日時点で保健師資格を取得済みであるか、採用予定日までに取得見込みである人

## (2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 勤務形態

- ・原則として、週38時間45分（1日7時間45分、週5日）勤務です。職種が「任期付短時間勤務職員（事務）、任期付短時間勤務職員（事務：障がい者）」の場合、週31時間（1日7時間45分、週4日）勤務。
- ・勤務場所、勤務の必要性に応じて、時間外勤務や週休日（土曜日、日曜日）、祝日勤務もあります。

## 5 試験の方法等

### (1) 職種ごとの試験の方法

職種	試験の方法
任期付職員 (事務フルタイム) 任期付職員 (幼稚園教諭・保育士) 任期付職員 (社会福祉士又は精神保健 福祉士) 任期付職員 (保健師)	第1次試験、最終試験及び資格調査により、最終合格者を決定しま す。 ※ 最終試験は第1次試験の合格者に対して実施します。
任期付短時間勤務職員 (事務) 任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	最終試験と資格調査のみにより、合格者を決定します。

※ 試験内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

### (2) 第1次試験

試験区分	試験の内容
教養試験	[問題の難易度の目安] 高校卒業程度（全職種共通） [出題の内容] 公務員として必要な一般知識、時事、社会・人文、自然、文章理解 (英語を含む。)、判断・数的推理、資料解釈について出題します。 [解答方式] 全て択一式 [試験時間] 60分

※ 教養試験終了後に、次の試験及び検査を実施します。

- ・パーソナリティ検査（30分）
- ・作文試験（60分）

ただし、上記の検査及び試験の結果は最終試験で使用するものであり、**第1次試験合否判定は教養試験のみにより行います。**

### (3) 最終試験

職種	試験区分	試験の内容
全職種共通	個別面接試験	個別面接により、主に人物について評定を行います。また、一定のテーマで、論理的に話す能力について評定を行います。
任期付短時間勤務職員 (事務) 任期付短時間勤務職員 (事務：障がい者)	作文試験	一般常識、論理性、文章表現力等について試験を行います。

※ 試験区分及び試験の内容は変更となる場合があります。

#### (4) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

#### (5) 試験の棄権

- 作文試験又は個別面接試験のいずれかを受験しなかった場合は、試験全体を棄権したものと取り扱います。
- 各試験において、次のような行為が見受けられる場合には、受験をお断りする（実施中の試験を途中で中止とすることを含みます）ことがあります。また、これらに該当して試験を受けることができなかった（または実施中の試験が途中で中止となった）受験者は、試験を棄権したものと取り扱います。
  - ア 不正行為
  - イ 他の受験者への迷惑となる行為
  - ウ その他、正常かつ公平な試験実施の妨げとなる行為等

### 6 試験日時と合否発表の流れ

#### (1) 第1次試験

試験日時*	試験会場*
令和6年12月20日（金） 受付時刻 午前8時30分から午前8時45分まで 教養試験 午前9時00分から ※教養試験終了後、パーソナリティ検査及び作文試験を実施します。	神栖市役所 分庁舎 （神栖市溝口4991番地5）

#### (2) 最終試験

試験日時*	試験会場*
令和7年1月9日（木）・10日（金） 受付時刻 午前8時30分から午前8時45分まで 面接試験及び作文試験 午前9時00分から	神栖市役所 本庁舎 （神栖市溝口4991番地5）

※ 受験申込者数によって、試験日時や試験会場が変更となる場合があります。変更がある場合は、神栖市ホームページ等にて随時お知らせします。

最終試験の合格発表予定時期	合否発表の方法
令和7年1月下旬頃を予定	最終合否通知を、各受験者の住所宛に郵送

### 7 合格から採用までの流れ

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和7年4月1日以降となります。

採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和7年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

## 8 所定の資格を取得できなかった場合の取扱い

特定の資格の取得見込みで受験し合格した者が、「3 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

## 9 試験成績の開示について

試験成績（受験者本人のものに限ります）の開示を希望する場合、各試験の合否発表の日から起算して2週間以内に、神栖市職員課まで、受験者本人が直接お越し下さい。なお、開示対象者及び開示内容は、次のとおりです。

成績開示の内容	備考
<p>[開示対象] ・第1次試験の不合格者 ・最終試験の受験者</p> <p>[開示内容] 総得点及び総合順位</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受験者本人以外からの開示希望や、電話、メール等による開示希望は受け付けません。</li><li>・左記以外の内容は、お問い合わせいただいてもお答えできません。</li><li>・土日祝日は除きます。</li></ul>

## 10 給 与

### (1) 給料月額

学校卒業直後に採用された場合の給料月額は、次のとおりです。括弧書きは、短時間勤務の職種に対して適用される給料月額であり、フルタイムの職と比較した週あたりの勤務時間の割合に基づくものです。

(令和6年4月1日現在)

学 歴	給料月額 (基本給)	備考
高 校 卒	170,900円 (136,720円)	最終学歴以降に職歴等を有する場合は、それらを考慮したうえで初任給を決定します。
短 大 卒	181,800円 (145,440円)	
大 学 卒	202,400円 (161,920円)	

## (2) 諸手当

給料の他に支給される主な手当は次のとおりであり、要件に該当する職員に支給されます。

(令和6年4月1日現在)

手当の名称	手当の内容
地域手当	地域ごとの民間企業の賃金水準を反映する目的で支給される手当です。
通勤手当	公共交通機関や、交通用具（自動車や自転車等）で通勤する職員に対し、通勤距離に応じて支給される手当です。
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命じられて勤務した場合に支給される手当です。
扶養手当	職員が、配偶者、子又は60歳以上の父母等を扶養する場合に支給される手当です（短時間勤務の職については対象外）。
住居手当	職員が自身の名義で借りているアパート等に住んでいる場合に、家賃額に応じて支給される手当です（短時間勤務の職については対象外）。
期末勤勉手当	年2回、6月と12月に支給される手当です。

### 1.1 受験申込みの手続き及び受付期間等

#### (1) 受験申込みの方法及び提出書類

受験申込みは、職員採用試験の受験申込み専用webサイト（以下、「webサイト」）で受け付けます。webサイト上での受験申込み方法及び提出書類等について、詳しくは、別紙「受験申込みから受験までの流れ」をご参照ください。

なお、紙による受験申込みの受付は、原則実施しません。webサイトからの受験申込みが困難である場合、神栖市職員課までお問い合わせください。

#### (2) 申込受付期間

令和6年11月15日（金）午前10時00分 から 12月10日（火）午後5時00分 まで

（上記期間中は、土日祝日を問わず24時間申込みを受け付けています。）

#### (3) 問合せ先

採用試験に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

##### 電話による問合せ

神栖市総務部職員課：0299-90-1127

（祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）

##### メールによる問合せ

saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

（土日祝日にメールでお問い合わせいただいた場合、回答は次の平日以降となります。）

## 12 マイページについて

### (1) IDとパスワードの発行

受験申込みが完了すると、webサイト上のマイページにアクセスするためのIDとパスワードが受験者ごとに発行されます。

### (2) マイページでの通知事項

受験者ごとの合否通知や、その他採用試験の実施に関する各種情報は、原則、マイページでお知らせしますので、自身のID・パスワードでマイページにログインし、内容をご確認ください。

また、マイページ上にお知らせ等を掲載する際は、その旨の通知を受験申込者のメールアドレス宛に送信します。

### (3) IDとパスワードの管理

マイページへアクセスするためのID・パスワードは、他人に知られることのないよう十分に気をつけてください。